

令和8年度 農業委員会事務局 行政運営方針

<令和8年度 農業委員会事務局の方針（使命、目標）>

農業委員会における法令必須業務である「農地の確保と有効利用」、「農地等の利用の最適化」、「農業担い手の育成・確保」について、農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「農業委員等」という。）とともに適切に取り組み、地域農業の持続的な発展を図る。

① 政策分野10 食料・農業・農村

<重点方針> 優良農地の確保と担い手への集積・集約化

農業委員等の活動を促進し、各地区における「地域計画」の実現に向けた取組を支援するとともに、農地中間管理事業の活用による「地域内の農業を担う者」（以下「担い手等」という。）への農地集積・集約化を推進する。

また、農地の利用状況調査及び利用意向調査を適切に実施し、遊休農地の発生防止、再生利用に努める。

<主要事業>

・農地利用集積事業 7万円

貸付や譲渡の申出があった農地について、農業委員等によるあっせん活動や農地中間管理事業の活用により担い手等への集積・集約化を推進し、地域計画の実現に資する。

・遊休農地対策事業 106万円

農地法に基づく利用状況調査を実施し、遊休農地を把握するとともに、その所有者等に対する農地利用意向調査を行い農地の適正利用を働きかけ、優良農地の確保を図る。

・農業委員の任命及び農地利用最適化推進委員の委嘱に関する業務（予算なし）

現農業委員の任期が本年7月に満了することに伴い、次期農業委員候補者の評価委員会への諮問、市議会の同意、市長による任命に係る業務を適切に行う。

また、同様に任期が満了する農地利用最適化推進委員についても、委嘱に係る業務を透明性を確保し公正に行う。